

2018年(平成30年)3月1日

加盟団体代表者 各位

公益財団法人全日本ボウリング協会  
常務理事 佐藤直亮  
(公印省略)

## 国民体育大会ユニフォーム規程について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の諸事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という)が国民体育大会ユニフォーム規程(以下「ユニフォーム規程」という)を新設し、この新規程が第73回国民体育大会(福井しあわせ元気国体)から適用されることとなりました。

第73回国民体育大会からは日体協制定のユニフォーム規程と、当協会制定の服装規則が併用されることとなり、既存のユニフォームが着用できなくなる場合がありますので、必ずユニフォーム規程をご確認いただき、規程に則ったユニフォームをご着用いただきますようお願い申し上げます。

ユニフォーム規程について、特にご注意ください点は以下の通りですが、その他不明点などありましたら、JBC事務局(担当：鈴木)までご連絡ください。

敬具

記

### 国民体育大会ユニフォーム規程 注意事項

#### ①第4条第1項について

「原則として所属する都道府県名を表示するとともに、都道府県章、都道府県のマスコット、都道府県体育(スポーツ)協会のマーク等、所属する都道府県を表すマーク・デザイン(以下、都道府県名とあわせて「都道府県名等」という。)を表示することができる。」

解釈：記載の項目以外をユニフォームへ表示することができない。

(例1) 支部名、クラブ名の表記 → ×(表示不可)

(例2) 「第〇〇回国民体育大会」の表記 → ○(表示可)

※例2は「都道府県章、都道府県のマスコット、都道府県体育(スポーツ)協会のマーク等」に含まれる。表記に際しては別途、標章の使用申請が必要。

#### ②第4条第2項について

「競技・種目・種別の単位で都道府県ごとに統一するものとし、個人によって異なるものにしてはならない。」

解釈：個人戦や団体戦(2人チーム戦)であっても、同一都道府県の選手は同一ユニフォームを着用する。

以上